

人間が、かけがえのない
「個人」として
「尊重」されることを
「人間の尊厳」
という

人間の尊厳と自立

人間が、かけがえのない
「個人」として
「尊重」されることを
「
」
という

人間の尊厳と自立

人間が「その人らしく」
生きていく為に必要な
当たり前の権利を
「人権」
という

人間の尊厳と自立



人間が「その人らしく」
生きていく為に必要な
当たり前の権利を

「
」
という

人間の尊厳と自立

日本国憲法第13条では
「」として
「」される
と規定している。

人間の尊厳と自立

日本国憲法第13条では
「個人」として
「尊重」されると規定している。

人間の尊厳と自立

日本国憲法第25条では
「**で 的な**」
「**の生活**」を営む
「**権**」
を規定している。

人間の尊厳と自立

日本国憲法第25条では
「健康で文化的な」
「最低限度の生活」を営む
「生存権」
を規定している。

人間の尊厳と自立

介護保険法第1条には
「 の保持と 」
が明記されている

人間の尊厳と自立

介護保険法第1条には
「尊厳の保持と自立」
が明記されている

人間の尊厳と自立

社会福祉法第3条には
福祉サービスは
「 」の保持
を旨とすると規定している。

人人間の尊厳と自立



社会福祉法第3条には
福祉サービスは
「個人の尊厳」の保持
を旨とすると規定している。

人人間の尊厳と自立

精神的に「
」
した生活「
」
を感じながら生きることを
「
（
の質）」
という

人人間の尊厳と自立

精神的に「満足」
した生活「幸せ」
を感じながら生きることを
「QOL(生活・人生の質)」
という

人人間の尊厳と自立

自立支援とは
自らの「意思」に基づいた

「 」

「 」

ができるように支援すること

人人間の尊厳と自立



自立支援とは

自らの「意思」に基づいた

「自己」

「自己」

ができるように支援すること

人人間の尊厳と自立



自立支援の目標

「 「 」や
「 」

人人間の尊厳と自立



自立支援の目標 「生活の質(QOL)の向上」や 「自己実現」

人人間の尊厳と自立

尊厳の保持し、自立支援を
行うために重視するのは

「
」
「
」

の考え

人間の尊厳と自立



尊厳の保持し、自立支援を
行うために重視するのは

「利用者」

「利用者」

の考え

人間の尊厳と自立

利用者の思いを「
権利侵害から「
「
（
）」
という

人間の尊厳と自立

利用者の思いを「代弁」したり
権利侵害から「守る」ことを
「アドボカシー（権利擁護）」
という

人間の尊厳と自立

本来持っている潜在的な

「 」を引き出し

「 」

の解決に活かす事を

「 」

という

人間の尊厳と自立



本来持っている潜在的な

「力」を引き出し

「生活課題（ニーズ）」

の解決に活かす事を

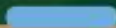
「エンパワメント」

という

人間の尊厳と自立

障害のある人だけでなく
「」を
健康で文化的な生活の実現につなげるよう
「」ことを
「」
という

人間の尊厳と自立



障害のある人だけでなく
「すべての人々」を
健康で文化的な生活の実現につなげるよう
「包み支えあう」ことを
「ソーシャルインクルージョン」
という

人間の尊厳と自立

障害のある人も
他のすべての人々と同じように

「（ ）の生活」

が送れる様に

「の整備」を目指す考え方は

「 」

人間の尊厳と自立



障害のある人も
他のすべての人々と同じように

「普通（ノーマル）の生活」

が送れる様に

「環境の整備」を目指す考え方は

「ノーマライゼーション」

人間の尊厳と自立



ノーマライゼーションは
「普通(ノーマル)の生活」

が送れる様に

「環境の整備」を目指す考え方

人間の尊厳と自立



ノーマライゼーションを
提唱したのは

「
」の
「
」

人間の尊厳と自立



ノーマライゼーションを
提唱したのは
「デンマーク」の
「バンク・ミケルセン」

人間の尊厳と自立



その後
ノーマライゼーションの
8つの原理を提唱したのは

「 」の
「 」

人間の尊厳と自立



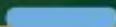
その後
ノーマライゼーションの
8つの原理を提唱したのは
「スウェーデン」の
「ニィリエ」

人間の尊厳と自立



人間の尊厳とは
「 」として
「 」される
こと

人間の尊厳と自立



人間の尊厳

「 」

人間の尊厳と自立



人間の尊厳 「個人の尊重」

人間の尊厳と自立



人権

「 」

生きていくための権利

人間の尊厳と自立



人権
「その人らしく」
生きていくための権利

人間の尊厳と自立



日本国憲法第13条

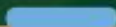
「
」

人間の尊厳と自立



日本国憲法第13条 「個人の尊重」

人間の尊厳と自立



日本国憲法第25条

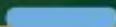
「 」

人間の尊厳と自立



日本国憲法第25条 「生存権」

人間の尊厳と自立



介護保険法第1条

「

人間の尊厳と自立



介護保険法第1条 「尊厳の保持と自立」

人間の尊厳と自立



社会福祉法第3条

「

人間の尊厳と自立



社会福祉法第3条 「個人の尊厳」

人間の尊厳と自立



QOL

「 の 」

「 な 」

「 のある 」

人人間の尊厳と自立



QOL

「生活・人生の質」

「精神的な満足」

「幸福感のある生活」

人人間の尊厳と自立



自立支援

「自己意思」・「自己実現」

「自己選択」・「自己決定」

「利用者本位」・「利用者主体」

「QOLの向上」

人人間の尊厳と自立



自立支援

「自己」・「自己」
「自己」・「自己」
「利用者」・「利用者」
「の向上」

人人間の尊厳と自立

「アドボカシー（権利擁護）」

「
」
「
」

人間の尊厳と自立



「アドボカシー（権利擁護）」

「代弁」

「擁護」

人間の尊厳と自立



「エンパワメント」

「

」

「

」

人間の尊厳と自立



「エンパワメント」
「潜在的な力」
「生活課題(ニーズ)解決」

人間の尊厳と自立



「ソーシャルインクルージョン」

「
」
「
」

人間の尊厳と自立



「ソーシャルインクルージョン」

「すべての人々」

「包み支え合う」

人間の尊厳と自立



ノーマライゼーション

「 の生活」

「 の 」

「 ()」

「 ()」

人間の尊厳と自立



ノーマライゼーション

「普通(ノーマル)の生活」

「環境の整備」

「バンク・ミケルセン(デンマーク)」

「ニリエ(スウェーデン)」

人間の尊厳と自立



ノーマライゼーションの提唱
「 」の「 」

ノーマライゼーション「 の原理」の提唱
「 」の「 」

人間の尊厳と自立



国際障害者年は
「1981年（昭和56年）」
「完全参加」
「平等」
「ノーマライゼーション」

人間の尊厳と自立

国際障害者年は

「年（年）」

「」

「」

「」

人間の尊厳と自立

